税理士連絡協議会

令和７年 11 月７日（金）
午前 10 時 00 分～
あさひホール（ラピオ５階）

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）税務大学校「公開講座」について【総務課】

（２）各省庁のデジタル化施策について【総務課】
別添資料参照

（３）キャッシュレス納付の個別相談会について【管理運営】

（４）事前照会事案に係る文書回答手続の利用促進について【個人】
別添資料参照

（５）年末調整手続の電子化の促進について【法人】

別添資料参照



開催案内

令和８年度概算要求等に関する省庁合同説明会（デジタル関連）

視聴無料

令和7年10月17日（金）▷11月17日（月）

YouTube配信

※期間中いつでもご覧いただけます。

デジタル化を支援します！

本説明会では、地方創生2.0の実現に向けた各省庁の取組として、地方公共団体、一般企業及び団体等を広く対象に、各省庁がそれぞれ推進しているデジタル化施策や令和８年度概算要求の内容等について説明します。

説明省庁

※プログラムは裏面

自治行政局、名古屋国税局、東海農政局、
中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、
中部地方環境事務所、東海総合通信局

対象者

地方公共団体、企業、団体等で、各省庁のデジタル化施策・予算に関心がある方

申込方法等

▶申込先URL (Microsoft Forms)：https://forms.office.com/r/Vy5w0XWWYQ
※申込者に対してURL等視聴方法をご連絡します。
▶申込期限：**令和７年１１月１０日（月）**まで
▶お申込みの際にお知らせいただいた個人情報については、本説明会への参加に関する手続及びアンケートの再案内に使用し、第三者に開示・提供・預託は行いません。また、使用後速やかに廃棄します。

主催：東海総合通信局　情報通信部情報通信振興課
TEL 052-971-9405 ✉ tokai-shinko@soumu.go.jp
共催：東海情報通信懇談会

プログラム

総務省 自治行政局
「自治体DX推進に向けた総務省の施策について
（フロントヤード改革、DX推進体制構築 等）」

国税庁 名古屋国税局
「税務行政におけるDXに関する施策
～税務行政の将来像の実現に向けて～」

農林水産省 東海農政局
「スマート農業の推進について」
「農業生産基盤情報通信環境整備事業について」

経済産業省 中部経済産業局
「地域におけるDX推進及び
サイバーセキュリティ対策の取組について」

国土交通省 中部地方整備局
「i-Constructionの取組み
～インフラＤＸ推進に向けて～」
「i-Construction関係の交付金等について
～インフラＤＸ推進に向けて～」

国土交通省 中部運輸局
「「交通空白」の解消等に向けた
地域交通のリ・デザインの全面展開」

環境省 中部地方環境事務所
「地域脱炭素化に向けた環境省事業について」

総務省 東海総合通信局
「地域社会ＤＸ推進のための情報通信施策」

今後の参考とさせていただきたく、視聴後にアンケートへのご協力をお願いいたします。
各動画の概要欄のアンケートURL又は動画内の二次元コードからご回答いただけます。

主催：東海総合通信局　情報通信部情報通信振興課
TEL 052-971-9405 ✉ tokai-shinko@soumu.go.jp
共催：東海情報通信懇談会

ご存じですか？ 文書回答手続

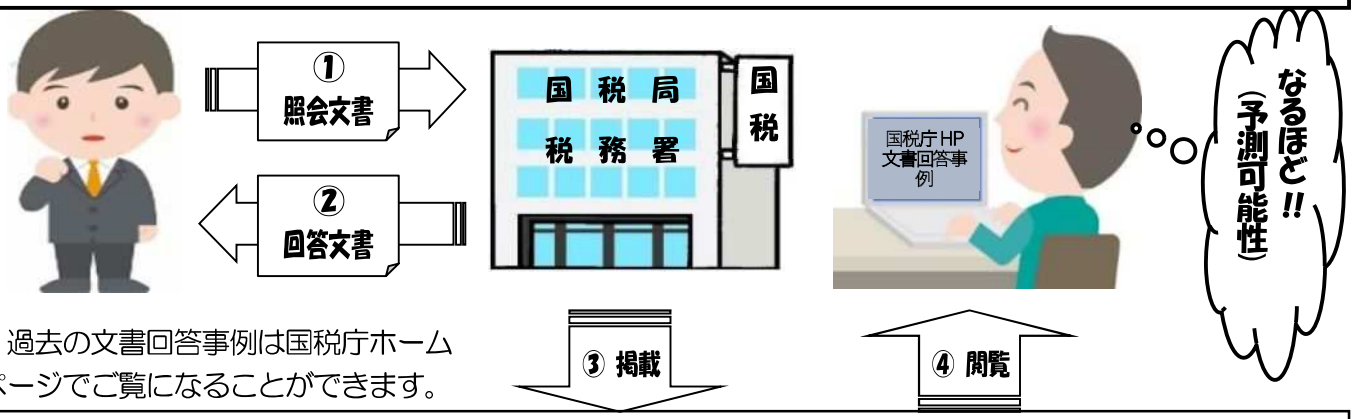
令和６年 12 月

[文書回答手続]

○　国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。
　また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】にて公表しています。
○　同業者団体等からの照会（その構成員等が行う取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。
○　詳しくは文書回答手続特設サイトをご覧ください。

通常、受付窓口は事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門になりますが、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。なお、郵送により照会文書を提出する場合は、封筒の表面に「文書回答手続に係る照会文書在中」と記載してください。

イ　国税局調査部(課)所管法人による法人税・消費税に関する照会
　⇒　法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)
ロ　酒税に関する照会　⇒　製造場等の所在地の所轄税務署(国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課)
ハ　間接諸税(印紙税を除きます。)に関する照会　⇒　製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課



○　過去の文書回答事例は国税庁ホームページでご覧になることができます。

国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】トップ画面
※掲載画像は令和6年 12 月現在のものです。

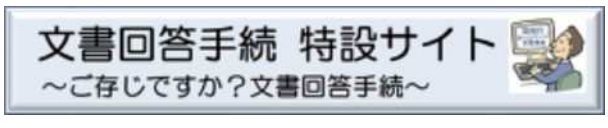


メニューバーの「法令等」から「文書回答事例」をクリック！

「文書回答事例」画面が表示されたら、「キーワード検索」又は「税目別検索」で調べたい事例を絞り込み、調べたい事例をクリック！

文書回答事例はこちら

○　文書回答手続特設サイトもご利用ください。



文書回答手続特設サイト

裏面に文書回答手続についてのＱ＆Ａを掲載していますので、ぜひご覧ください。

国税庁　この社会あなたの税がいきている

文書回答手続についてのＱ＆Ａ

裏　面

問１　文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。

答　国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

①　照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
②　調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関係するもの
③　個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
④　実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの　など

問２　照会者名は公表されるのですか。また、照会文書に記載した内容は全て公表されるのですか。

答　照会者名については、照会者から公表の申出がない限り、公表されることはありません。

照会文書に記載した内容については、そのまま公表されるものではありませんので、公表内容については、担当部署にご相談ください。

(注) 同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

問３　文書回答の対象とならない場合には、何も回答してもらえないのですか。

答　最終的に文書回答を行わない場合であっても、内容を審査して、口頭による回答が可能な事前照会については、口頭による回答を行います。ただし、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するものなどは口頭でも回答できないこと、また、照会内容によっては回答を一般的な事項に留めざるを得ない場合があることなどをご了承ください。

問４　照会してからどのくらいで回答してもらえるのですか。

答　回答は、受付窓口で受け付けた日から原則３か月以内※の極力早期に行うよう努めることとしています。ただし、例えば、照会内容が複雑であるもの等、照会の内容によっては、その期間内で回答できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

※　「３か月以内」とは、審査に必要な追加資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除いた期間ですので、照会に当たっては、これらの期間等を考慮してご照会ください。

問５　その他文書回答手続の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。

答　○　文書回答手続は納税者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。

○　最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等を掲載していますので、ご利用ください。また、文書回答手続による事前照会はe-Taxを利用できますので、ぜひご活用ください。

事前照会に対する文書回答手続

e-Tax での文書回答手続の概要

◎地方公共団体等からの照会に対する文書回答事例（一部抜粋）

照会事項
・犯罪被害者等に対する**被害者等支援金**の所得税の取扱い
・地方公共団体の特別会計が地方公営企業法の規定を適用する特別会計に移行した場合の消費税の取扱い
・「2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」へ支出する**費用**の所得税の取扱い
・企業が特定のＣＳＯに対し寄附することを希望して支出する**寄附金**の法人税の取扱い
・市内飲食店支援のため実施する**応援券**販売事業の参加事業者が交付を受ける役務提供等の対価に係る所得税法上の**収益計上時期**
・自然災害の被災者に対して支給される**被災者生活再建支援金**の所得税の取扱い
・東京都条例に基づく温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を利用した「東京都への**クレジットの無償提供**」の法人税の取扱い
・協賛企業等が技能五輪全国大会及び全国アビリンピックへ支出する**費用**の法人税等の取扱い
・骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱に基づき交付する**奨励金**の所得税の取扱い
・公益財団法人が行う東山動物園サポーター事業においてサポーターが提供する**資金**の所得税等の取扱い
・大阪市塾代助成事業における**バウチャー**の所得税の取扱い
・福知山市**市有地等購入資金利子補給金**の所得税の取扱い
・企業等が支出する県の津波対策施設等の整備に対する**寄附金**の所得税の取扱い

※　上記のほか、「文書回答事例」は、国税庁ホームページにてご参照ください。
　　キーワード検索や税目別検索で事例を絞り込んで調べることが可能です。
【アドレス：https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/01.htm】
【 国税庁ホームページ → 法令等 → 文書回答事例 】

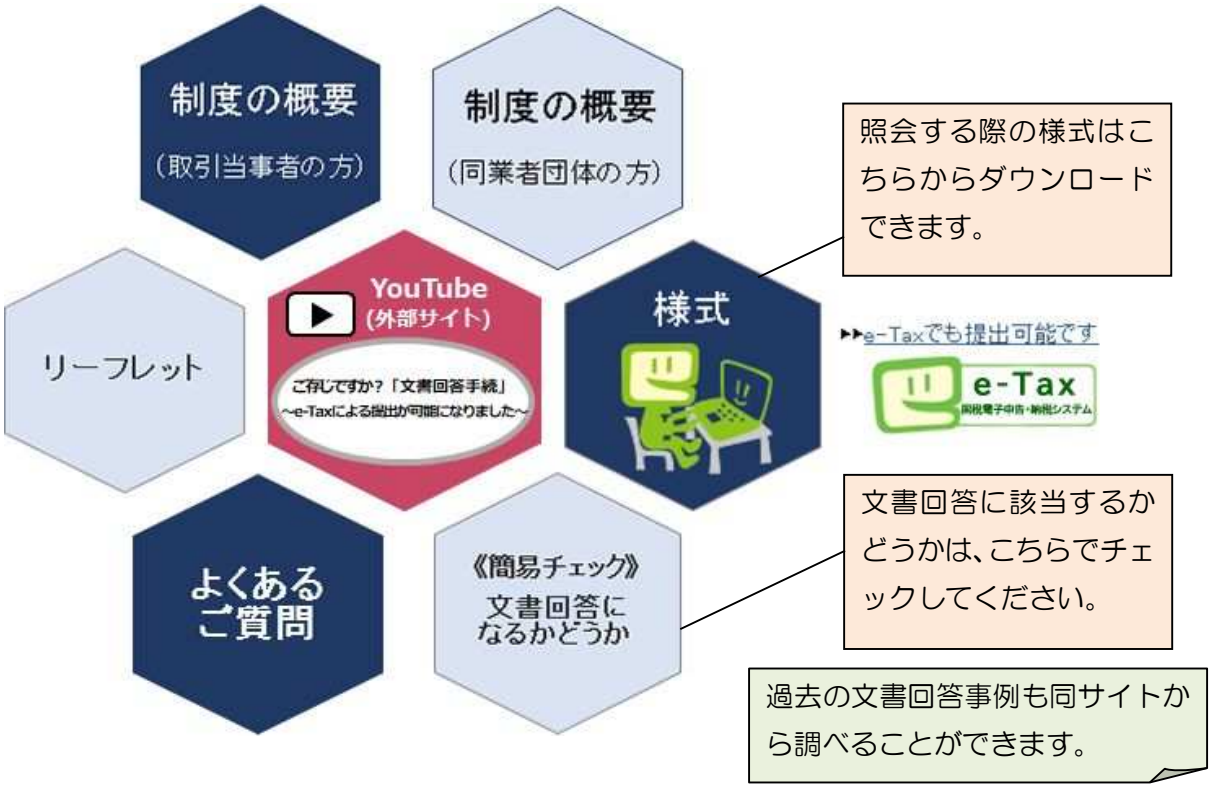
名古屋国税局からのお知らせ

文書回答手続をご利用ください！

国税局では、納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容等を国税庁ホームページで公表しています。

文書回答手続について調べるには、国税庁ホームページの特設サイトが便利です。（こちらからアクセスできます。）⟶

文書回答手続 特設サイト
～ご存じですか？文書回答手続～



文書回答手続の対象になると思われる照会がありましたら、担当部署へご相談ください。

いいね!! e-年調（イー ネン チョウ）

年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは・・・

1. 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
2. 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ＆Aは、こちらをご覧ください。

国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！	① 手書きでの書類作成が不要！
② 控除額や添付書類のチェックが簡単！	② 控除額はソフトが自動計算！
③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！	③ テレワーク中の従業員も提出可能！
④ 書類の保管場所も不要！	④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

従業員による3ステップ



1．準　備
控除証明書等をデータで取得（※）

2．作　成
申　告　書　をデータで作成

3．提　出
勤　務　先　にデータで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体（保険会社等）から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。

※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。

国税庁　法人番号7000012050002　R7.9